

高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額について

高額医療・高額介護合算療養費の合算対象期間は、毎年8月1日から翌年7月31日の1年間となります。

初年度の平成20年度については、合算対象期間の途中の平成20年4月1日から制度が始まっているため、当該期間は同日から平成21年7月31日まで（通常12か月 16か月間）となることから、経過措置として自己負担限度額は通常の ”4/3倍” の額となります。

なお、「経過措置（16か月間）の自己負担限度額により算出した支給額」よりも「通常（12か月間）の自己負担限度額により算出した支給額」が多い場合は、通常の自己負担限度額により算出した額が支給されます。

経過措置（16か月間）の自己負担限度額は、下記一覧の（ ）内の額となります。

< 基準額（自己負担限度額）一覧 >

世帯内の合算範囲		長寿(後期高齢者)医療制度 + 介護保険 の自己負担合計額	被用者保険又は国保 + 介護保険 の自己負担合計額 (70~74歳の方がおられる世帯 <u>1</u>)	被用者保険又は国保 + 介護保険 の自己負担合計額 (70歳未満の方がおられる世帯 <u>2</u>)
負担区分				
現役並み所得者 (上位所得者)		67万円 (89万円)	67万円 (89万円)	126万円 (168万円)
一 般		56万円 (75万円)	62万円 <u>3</u>	67万円 (89万円)
低所得者		31万円 (41万円)	31万円 (41万円)	34万円 (45万円)
		19万円 (25万円)	19万円 (25万円)	34万円 (45万円)

1・2 対象となる世帯に70~74歳の者と70歳未満の者が混在する場合には、まずは70~74歳の者に係る自己負担の合計額に、1の区分の自己負担限度額が適用された後、なお残る負担額と、70歳未満の者に係る自己負担の合計額とを合算した額に、2の区分の自己負担限度額が適用されます。

3 平成23年7月末までは「56万円(75万円)」が適用されます。